

ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人東根市観光物産協会（以下「本協会」という。）公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの
- (2)公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
- (3)政治性があるもの
- (4)宗教性があるもの
- (5)社会問題についての主義主張
- (6)個人または法人の名刺広告
- (7)美観風致を害する恐れがあるもの
- (8)公衆に不快の念または危害を与える恐れがあるもの
- (9)前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと本協会が判断したもの

(広告の枠数、掲載料、規格)

第4条 掲載する広告の枠数、掲載料及び規格は、次のとおりとする。

枠数	最大10枠	
掲載料	1枠 1年間30,000円（消費税および地方消費税を含む。）	
規格（1枠）	サイズ：横146ピクセル×縦50ピクセル	
	形式：GIFまたはJPG	

- 2 広告掲載料は、本協会が指定する期日までに一括で前納するものとする。ただし、これによりがたいと本協会が認める場合は、双方協議の上、納付方法を定めるものとする。

(広告の掲載ページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1年間とし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載者の条件)

第7条 広告掲載希望者は、本協会会員および会員加入希望者とする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は、ホームページおよび会報で行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
- 3 本協会は、募集を行うに当たって必要に応じ、広告主となり得る者および広告会社に対し、広告掲載の案内を行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別紙様式第1号）により申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 本協会は、前条の規程による申込みがあったときは、第3条の規程に基づき広告の内容、デザイン等（リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。）について審査し、広告掲載の可否を決定する。

- 2 本協会は、前項の規程により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別紙様式第2号）により、その結果および条件等を広告掲載希望者に通知する。
- 3 広告の掲載は申込み順とする。なお、申込受付は随時行い、掲載期間が終わった枠に順次掲載するものとする。

(広告原稿の作成および提出)

第11条 広告主は、広告原稿を本協会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、本協会の責任および負担において作成するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 本協会は、次の次号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1)指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2)指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3)リンク先の内容等が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき
- (4)前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと本協会が認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により本協会に申し出なければならない。

- 2 前項の規程により広告掲載を取り下げた場合、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、該当広告主に返還する。

- 2 前項の規程により返還する広告掲載料の額は、広告掲載料を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。
- 3 第1項の規程により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、本協会の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、報告を掲載できなかった日数が1日未満だった場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに本協会に申し出るものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載にかんし必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要綱は、平成23年4月1日から執行する。